

掛川市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成31年3月22日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称 公益社団法人大日本報徳社

所在地 掛川市掛川1176番地

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する書籍「なるほどなっとく金次郎さん」の売払代金

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで